

# 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(交付金)

この処遇改善加算は、消費税のアップを原資として、新たに制定された法律により介護職員等の職場定着を想定して、1) 介護福祉士として10年以上勤務する職員を最優先して交付されるものです(ただし、介護職員等とあることから以外の職員にも配分可能!)  
今年10月から適用される新たな制度です(8月中に申請が必要です。)

## 【どのような制度・加算内容ですか。】

この新たな加算は、従来の加算(現在、介護職員の処遇改善として2万1千円支給)とは別に制度支給できるものです。

昨年からの報道では「介護福祉士で勤続10年以上の職員に月額8万円支給できる、とか一般企業の中堅社員の平均年間収入並みの440万円以上にする支給だとか、話題が先行していたが、最大の要点は「一般企業の中堅職員並みの年収総額440万円以上」の介護福祉士を施設及び事業所で1名確保、もしくは一体運営であれば法人で2名以上確保できるような給与・手当改善をすればこの加算を請求できることとなります。

## 【この新たな改善加算の取得要件はどのような内容ですか。】

これまでの「介護職員処遇改善加算の(1)~(3)」を取得していること、これは、冒頭でも記述したとおり、当法人では「介護職員に月額2万1千円支給」の内容です。

新たな加算要件では、施設・短期運営上で「福祉施設サービス提供加算I-1(イ)」を取得していること(介護福祉士配置が介護職員総数の60%以上配置している)が基準です。

※桐の里では、介護職員総数26名中、介護福祉士が17名で、65%の配置です。

また、デイサービスにおいても運営上で「通所介護サービス提供加算I-1(イ)」を取得していること(介護福祉士配置が介護職員総数の50%以上配置している)が基準です。

※デイでは、介護職員総数6名中、介護福祉士が5名ですが相談員兼務者2名を確保するため、常勤換算で約4名となるので、66%です。

※基本的な考えは、介護福祉士が一定以上に配置されていることが重要な加算です。

また、今回の新たな加算の取得要件には「職場環境要件(職員の資質向上策実施、労働環境・処遇の改善、その他《働きやすい職場を確保》する等)」を実践していることです。

この要件を満たすための実務は、事務職員及び相談員等の重要な業務となります。

## 【今年10月からの支給総額や対象者はどのような内容ですか】

今回の「介護職員等特定処遇改善加算」は、国が制定する条件に沿って支給総額を算定し、支給対象を整理します。条件は、支給対象者を3グループ構成とする指標があるため、当法人でも3グループ(A・B・C)構成で支給対象者を整理します。

国が示す制度上、支給総額を概ね「A⇒10、B⇒5(Aの1/2以下)、C⇒2.5(Bの1/2以下)以内とする厳格な指定があるので、この範囲を超えることができません。

なお、支給総額(今年度は10月から半年分)の計算式は、現行の処遇改善加算同様に施設等の介護報酬に算定率を乗算します。

### 【支給額算定基準】

サービス区分	新処遇改善加算Ⅰ	新処遇改善加算Ⅱ	備 考
桐の里入所・短期入所	介護報酬×2.7%	介護報酬×2.3%	改善対象職員2名
デイサービス	介護報酬×1.2%	介護報酬×1.0%	

今回、当法人では、新たな「処遇改善加算Ⅰ」を算定します。

では、今年度10月~翌年3月までの支給総額を計算すると次のようになります。

【支給総額算出(概算)】※前年度の介護報酬実績から乗算・算出しています。

サービス区分	平成30年度介護報酬	新処遇改善加算Ⅰ	今年度支給総額
桐の里入所・短期入所	189,400,000	介護報酬×2.7÷1/2	2,556,000
デイサービス	46,875,000	介護報酬×1.2÷1/2	258,000
合 計			2,814,000

※今年度支給総額は10月から半年分で、算定するので「1/2」で除算した額です。

【令和元年10月から半年間の支給内容】

グループ	構成要件・条件・特記事項	対象者数	月額支給額	年間支給額	適用
A	介護福祉士（有）通算勤続10年以上 ※中途採用でも前職分を加算可能。 （桐の里・デイ職員対象）	15名	約16,000円	約10万円	6ヶ月
B	介護福祉士（有）通算勤続10年未満 もしくは常勤介護職員（介護員等） （桐の里・デイ職員対象）	16名	約8,000円	約5万円	6ヶ月
C	上記以外の常勤職員対象 看護師、施設ケアマネ、事務員、 栄養士・調理員、一部の相談員。	17名	約4,000円	約2.5万円	6ヶ月
D	上記以外の常勤職員は支給対象外 （管理者等、基準を満たす年収の者 及び居宅介護支援専門員） ※支給対策を検討します。	6名	0円	0円	

【今年10月からの支給方法はどうなりますか】

今年度の支給は、制度として10月から対象となりますが、実際の介護報酬として法人の収入となるのは、12月以降です。また、介護報酬は「施設では入院者の増減」で大きく変動するため、今回の「介護職員等特定処遇改善」の支給は、実際の介護報酬が確定する来年3月に「6ヶ月分」をまとめて支給する予定です。

よって、Aグループで「10万円」、Bグループで「5万円」、Cグループで「2万5千円」が3月の給与で支給する計画です。

【これからの日々の業務等での留意事項・重点事項について】

今回の新たな「介護職員等特定処遇改善加算」の取得要件は、前述のとおり各種の設定要件を確実に実践や各種の事務記録の整理・管理が重要です。

今後、必要事項や確認事項は、都度「主任会議・職員会議」で周知します。

特に「職場環境要件」を着実・確実に実践して行きましょう。

令和元年8月26日

介護職員等特定処遇改善計画書(令和 元年度届出用)

事業所等情報

介護保険事業所番号																				
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業者・開設者	フリガナ 名称	シャカイフクシホクジツンオホサトウジユカイ 社会福祉法人大迫桐寿会												
主たる事務所の所在地	〒02832-03 岩手 都・道 府 県	花巻市大迫町大迫第11地割1番地1												
	電話番号	0198-48-2905	FAX 番号	0198-48-4080										
事業所等の名称	フリガナ 名称										提供するサービス			
事業所の所在地	〒	別紙一覧表による												
	都・道 府・県													
	電話番号								FAX 番号					
複数の事業所ごとに一括して提出する場合の一括して提出する事業所数													特定加算 (I) ( 3 ) 事業所	
※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。													特定加算 (II) ( ) 事業所	

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

①	算定する加算の区分	介護職員等特定処遇改善加算 ( I II )		
②	現行の処遇改善加算の取得状況	介護職員処遇改善加算 ( I II III )		
③	サービス提供体制強化加算等の取得状況 (取得している場合には種別を記入)	取得有 ( サービス提供体制強化加算 I ) 取得無		
④	介護職員等特定処遇改善加算算定対象月	令和 元年 10 月 ~ 令和 2 年 3 月		
⑤	令和 元年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額	2,814,000円		
⑥	賃金改善の見込額(i-ii)	2,865,240円		
	i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	81,100,776円		
	ii) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	78,235,536円		
⑦	経験・技能のある介護職員 (㉑) における平均賃金改善額 ((iii-iv) / v)	105,808円・ 15人		
	iii) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	28,159,097円		
	iv) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	26,571,978円		
	v) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の人数	15人		
	【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者(見込額)人】		2人	
⑧	他の介護職員 (㉒) における平均賃金改善額 ((vi-vii) / viii)	52,470円・ 16人		
	vi) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	24,523,574円		
	vii) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	23,684,055円		
	viii) 当該事業所における他の介護職員の人数	16人		
⑨	その他の職種 (㉓) 平均賃金改善額 ((ix-x) / xi)	25,800円・ 17人		
	ix) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	28,418,105円		
	x) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	27,979,505円		
	xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数	17人		
	【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金(見込額)		2,200,000円】	
⑩	賃金改善実施期間	令和 元年 10 月 ~ 令和 2 年 3 月		
※原則10月～翌年3月の連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてはならない。				
⑪	賃金改善を行う賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。なお㉑の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については必ず記載すること。	特定処遇改善加算額を一時金として3月に48名に支給。 一人当たり月額1万円弱の改善 経験・技能のある介護職員は、介護福祉士の資格を有し勤続10年(他施設勤務含む)以上の者		